

地方公共団体の皆様へ

地方公共団体からの法律相談等について

2020年8月31日

弁護士 小澤 英明

当事務所は主として企業の関わる不動産・環境に特化した法務サービスを提供してきましたが、地方公共団体への法的助言や訴訟対応も行っています。特に土壌汚染と区画整理においては地方公共団体のご依頼を受けた訴訟においても十分な経験があります。

2000年の地方分権一括法施行以来、法令の解釈運用の権限も責任も地方公共団体にあるものが多くなりました。当事務所が扱う不動産・環境の分野では、重要な法令解釈のほとんどが地方公共団体の判断に委ねられていると言っても過言ではありません。しかし、各地方公共団体が様々の分野で十分な専門的知識を有するスタッフをそろえることは現実的には困難です。限られた人員と情報をもとに日々対応に追われておられる状況にあると思われれます。そのため、時には、法令の字句に形式的にとらわれて、具体的事例において必ずしも適切な対応がとられていない場合もあるように見受けられます。

これまで、東京から離れた地方公共団体に対する法的サービスの提供にあたっては、遠隔地から新幹線等で来ていただくなどご不便をおかけすることが多かったのですが、コロナ対応のため、WEBでの会議（現時点ではZOOMによる会議）を行ってみますと、多くの法律相談がメールと、メールを補完するWEBでの会議で十分に対応できることがわかりました。もちろん、最初のご相談や、重要な局面でのご相談は、直接面談の必要性が高いのですが、遠隔地であるということは法務サービスを提供するにあたって大きなマイナス要因ではないことを実感しています。

弁護士報酬については、地方公共団体ごとの事情に応じた定め方が必要であることを承知しておりますので、遠慮なくご相談いただきたいと存じます。ご不明な点は、当事務所の代表電話（03-4578-8833）までお電話でお問い合わせください。